

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長 山本 健二
政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

さて、フード連合は、4 月 17 日(月)に、U Aゼンセンと連携して昨年実施した取引慣行に関する実態調査(2016 年 8 月～9 月)の結果について、公正取引委員会、中小企業庁に具体的な事例を報告すると共に意見交換を行いました。フード連合からは山本事務局長、白神社会産業政策委員会委員長以下 3 名、U Aゼンセンからは川崎フード部会事務局長以下 1 名の 7 名が同行しました。

政策情報 No. 6 ではその内容についてお知らせ致します。

フード連合／政策情報 No.6

公正取引委員会・中小企業庁に 取引慣行の実態を報告しました！



集約結果を手交する山本事務局長
(公正取引委員会にて)

今回の調査は、取引慣行の実態を把握するために加盟組合の営業担当者を対象に、2016 年 8 月～9 月に「取引慣行に関する実態調査」をフード連合と U Aゼンセンが共同で実施しました(2,954 件回収、518 事例)。これらの事例を精査し、改善を期待したい点について、公正取引委員会・中小企業庁に具体的な事例内容も含め集約結果を山本事務局長から手交しました。

その後、栗田政策局長から『『優越的地位の濫用行為』の有無について、徐々に改善が見られるものの約 6 割近くが依然と

して何らかの濫用行為を受けている。また、7 割以上の営業担当者に大規模小売業告示の存在が十分に周知されていない

ことがうかがわれ、優越的地位の濫用行為の内容についても半数以上の営業担当者が『あまり知らなかった』『まったく知らなかった』と答えている。これは、『大規模小売業告示』の内容が現場レベルまで周知されていないことを示す結果といえる。さらに、同一企業で優越的地位の濫用行為の事例が 3 件以上挙げた企業が 2 倍近くとなっており、一層の改善が求められる。」こと等について報告しました。報告後、土田課長補佐(公正取引委員会 事務総局取引部企業取引課)からは、「フード連合からの報告は大変貴重な情報であり、監視体制の強化等、審査局に今回の報告内容を伝え対処していきたい。また、『大規模小売業告示』の施行後 10 年以上が経過し、告示の存在自体知らない人が増えていることから、周知の強化に努めていく。」などのコメントを頂いた後、意見交換を行いました。

その後の意見交換では、アンケートの結果の改善に向けたさらなる指導強化等要望を伝えることができました。



意見交換では営業担当者の生の声を伝えてきました。
(中小企業庁にて)

田邊課長補佐（中小企業庁取引課）からは、「国は、昨年12月に下請等中小企業の取引条件の改善に向けて、①下請法運用基準の改正、②下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、③下請代金の支払手段についての通達の見直しを行ったところである。そして、今般の改正内容の社内への周知徹底、法令遵守に向けた社内体制の整備等を指導するよう強化している。社会的気運も高まっている今こそ、親事業者などに適正取引を促していきたい」など、心強いコメントを頂きました。

月岡課長補佐（農林水産省 食料産業局企画課）からは、「今般、食品製造業関係で初めて豆腐・油揚げ製造業を対象とした適正取引推進ガイドラインを策定した。問題となり得る事例を提示し、できるだけわかりやすい形で下請法や独占禁止法の考え方を示すことで、取引上の法令違反を未然防止することを目的としている。ガイドラインの周知・啓発に努めたい。今後、牛乳・乳製品に関する取引実態を把握するため、乳業者に対するヒアリング等を実施していく。」とのことでした。

また、報告に合わせて、フードバリューチェーン全体で「食」を適正な価格で評価する社会の実現、いわゆる「食」の価値連鎖のリーフレットについて紹介し、公正取引委員会、中小企業庁と共有できました。これまで取り組んできた不公正な取引慣行の実態の周知や是正要請等の取り組みに加え、この問題についても今後社会に向けて発信できるように取り組みを進めていきます。

フード連合はU Aゼンセンと連携しながら、「公正な取引慣行の実現」に向けた取り組み及び情報等の提供を継続して行なっていきますので、活動に対するご理解ご協力を宜しくお願い致します。

なお、今後の報告先として、流通関係の業界団体等に対しても、「取引慣行に関する実態調査」の報告と意見交換をしていきます。

以上

<取引慣行に関する実態調査より> 詳細は冊子、フード連合HPをご覧ください。

「優越的地位の濫用行為」は昨年より減少しているが、未だ約6割が受けている！

